平成２９年（フ）第２１８８号
大阪市西成区千本南１丁目３番14号朝日プラザ岸里第一　管理事務所内
債務者　新川　　明
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６６１号
大阪府茨木市上郡１丁目６番16号　エレガンス上郡　102号
債務者　井内塗装こと　井内　　浩
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７１６号
大阪市旭区高殿２丁目３番20号　プレアール高殿　201
債務者　奥岡　正利
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７１７号
大阪市旭区高殿２丁目３番20号　プレアール高殿　201、前住所大阪市城東区古市２丁目９番10―104号
債務者　奥岡　基子（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８０６号
大阪府高槻市富田町４丁目15番23号
債務者　横田　善計
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８２３号
大阪市港区三先２丁目11番16号　ＨＩＲＯマンション　301号、前住所大阪市港区池島２―３―28　山口方
債務者　山口　　喬
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９４０号
大阪市平野区瓜破２丁目６番23号
債務者　松下　弘毅
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００８号
大阪市城東区今福東１丁目２番２―706号
債務者　原口　和馬
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３４号
大阪市都島区内代町３丁目８番21号　スカイ都島　310号
債務者　伊藤　忠男
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３６号
大阪府寝屋川市香里新町18番23号
債務者　若林　正人
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３７号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目４番41号エクセル花園Ｂ棟111号、前住所大阪府東大阪市花園西町２丁目７番16号黒川ハイツ101号
債務者　大島　吉伸
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７６号
熊本市西区蓮台寺４丁目10番72号
債務者　栄　　誠至
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４０号
栃木県さくら市柿木澤580番地３
債務者　鈴木　基司
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４７号
栃木県宇都宮市中戸祭１丁目11番９号　三向ハイツ中戸祭206
債務者　玉橋　典子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３０３号
東京都江戸川区西葛西１丁目12―20―101
債務者　齋藤　千里
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３０４号
東京都港区西麻布１丁目７―２―408
債務者　芦谷デニイ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３０５号
東京都中野区南台３丁目15―６―103
債務者　畠　由季恵
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部